

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市坂町六二三番地一一八、最後の住所新潟県村上市坂町六二三番地一一八一六 被相続人 亡 大矢 トシ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地

相続財産清算人 弁護士法人青山法律事務所

務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市板屋越九八一番地、最後の住所新潟県村上市田端町一番九号 サニール イツA一〇二 被相続人 亡 佐藤 正春
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地 市役所前ビル六階 新潟つばさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市富州原町六番地五、最後の住所三重県四日市市富州原町二四番七号 被相続人 亡 栗田 栄子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県四日市市九の城町四番二一フジサワビル二階 長谷部・池田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字志原八一九番地、最後の住所三重県南牟婁郡御浜町大字志原八〇八番地 被相続人 亡 後呂 道代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

三重県四日市市九の城町四番二一フジサワビル二階 長谷部・池田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池田 仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区安田四丁目二三番地二〇、最後の住所三重県伊賀市千歳一九九六番地の五〇 被相続人 亡 宮村 昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪府大阪市鶴見区安田四丁目二三番地

相続財産清算人 弁護士 若林 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市常盤町八七番地、最後の住所大阪府守口市大久保町四丁目三六番A一三六号 被相続人 亡 井上 信考
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

大阪府門真市常盤町八七番地

相続財産清算人 弁護士 富田 浩也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県高市郡明日香村大字豊浦五四番地、最後の住所奈良県橿原市栄和町二四番地の二楹原ハイツ二〇六 被相続人 亡 北村 恵司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

奈良県桜井市栗殿一〇一六五ミズビル一階 さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤 周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字和佐七三五番地、最後の住所和歌山県日高郡日高川町大字江川三〇二番地 被相続人 亡 更井 哲生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

和歌山県日高郡日高川町大字和佐七三五番地

相続財産清算人 司法書士 戸上 浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市吉田四七六七番地、最後の住所岡山県総社市日羽四五四番地 介護老人福祉施設 光愛館 被相続人 亡 土谷 辰男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山県笠岡市吉田四七六七番地

相続財産清算人 司法書士 戸上 浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市吉田四七六七番地、最後の住所岡山県総社市日羽四五四番地 介護老人福祉施設 光愛館 被相続人 亡 土谷 辰男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

岡山県笠岡市吉田四七六七番地

相続財産清算人 司法書士 戸上 浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地、最後の住所徳島県徳島市中前川町五丁目三番地の一アルファステイツ中前川町五八〇四号 被相続人 亡 梅津 芽生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地

相続財産清算人 司法書士 中桐 達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地、最後の住所徳島県徳島市中前川町五丁目三番地の一アルファステイツ中前川町五八〇四号 被相続人 亡 梅津 芽生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地

相続財産清算人 司法書士 中桐 達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地、最後の住所徳島県徳島市中前川町五丁目三番地の一アルファステイツ中前川町五八〇四号 被相続人 亡 梅津 芽生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県美馬市木屋平字川上五一三番地

相続財産清算人 司法書士 中桐 達雄

第60期決算公告

令和8年6月23日 福岡県福岡市博多区豊2丁目3番50号

トヨタカローラ博多株式会社

代表取締役社長 久恒 兼孝

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,450	流動負債	11,828
固定資産	11,553	固定負債	2,423
		負債合計	14,251
		株主資本	6,568
		利益剰余金	50
		利益準備金	6,518
		その他利益剰余金	12
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	6,506
		評価・換算差額等	(683)
		その他評価・換算差額等	1,184
		純資産合計	7,752
資産合計	22,004	負債・純資産合計	22,004

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

徳島県美馬市脇町字拝原一九七五―三 赤沢ビル二階 弁護士法人大西聡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋二丁目二四八四番地、最後の住所愛媛県宇和島市和霊東町三丁目四番二号 被相続人 亡 山本 孝希
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

愛媛県松山市本町四丁目七番地五

相続財産清算人 司法書士 谷本亜希美